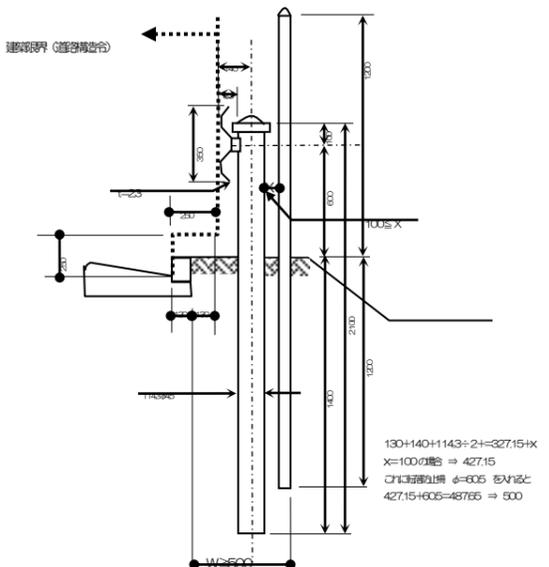
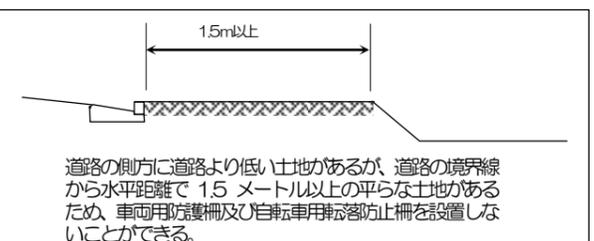
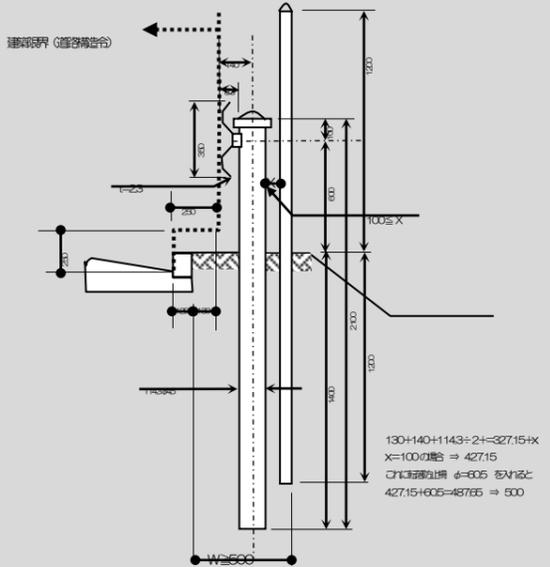
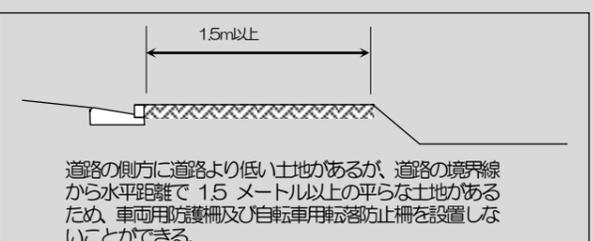


現 行	改 定 案	備 考
<p><b>第4章 第1節 道路</b>                      1～13 (略)  <b>14 防護柵 (法第33条第1項第2号)</b>                      道路の側方に道路より低い土地がある場合には、車両の路外逸脱、歩行者及び自転車の転落を防止するため道路保護用地内に道路の境界線から0.5メートル以上(擁壁の上端を除く。)の空地を設け車両用防護柵及び柵の高さが1.2メートル以上の歩行者自転車用転落防止柵を設置し、かつ、擁壁の上端への侵入を防止するための柵(袖壁)を設置すること。<u>ただし、道路の境界線から水平距離で1.5メートル以上の平らな土地がある場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p>※ 参考図 防護柵</p>  <p>【解説】                      1・2 (略)                      3 横浜市が管理することとなる道路に設置する車両用防護柵及び歩行者自転車用転落防止柵については、その設置区間及び種別等を法第32条第2項により道路管理者との「協議」のうえ設置することになります。                      4 参考図による防護柵以外に車両用防護柵と歩行者自転車用転落防止柵が一体化したものも設置することができます。  <u>なお、この場合においても道路の境界線から0.5メートル以上の空地を設け設置することになります。</u>                      5 <u>道路の境界線から水平距離で1.5メートル以上の平らな土地がある場合には、車両用防護柵及び歩行者自転車用転落防止柵を設置しないことができます。</u></p> 	<p><b>第4章 第1節 道路</b>                      1～13 (略)  <b>14 防護柵 (法第33条第1項第2号)</b>  <u>予定建築物等の敷地が接する政令第25条第2号に規定する道路のうち、道路の側方に道路より低い土地がある場合には、当該土地のうち、次の(1)から(3)のいずれかの道路際に車両の路外逸脱、歩行者及び自転車の転落を防止するため道路保護用地内に道路の境界線から0.5メートル以上(擁壁の上端を除く。)の空地を設け車両用防護柵及び柵の高さが1.2メートル以上の歩行者自転車用転落防止柵を設置し、かつ、擁壁の上端への侵入を防止するための柵(袖壁)を設置すること。ただし、通行の安全上支障がない場合は、この限りではない。</u>                      (1) <u>開発区域内に道路のないものにおける予定建築物等の敷地に接する部分</u>                      (2) <u>既存道路を拡幅整備する場合で、予定建築物等の敷地に接する部分</u>                      (3) <u>新たに配置する道路の端部</u></p> <p>※ 参考図 防護柵</p>  <p>【解説】                      1・2 (略)                      3 横浜市が<u>管理している道路及び</u>管理することとなる道路に設置する車両用防護柵及び歩行者自転車用転落防止柵については、<u>周囲の地形などの状況により、</u>その設置区間及び種別等を法第32条第2項により道路管理者との「協議」のうえ設置することになります。                      4 「<u>通行の安全上支障がない場合</u>」とは、<u>車両用防護柵と歩行者自転車用転落防止柵が一体化したものが設置される場合、又は、道路の境界線から水平距離で1.5メートル以上の平らな土地がある場合をいいます。</u>                      5 <u>既存道路とは、建築基準法第42条に規定する道路又は道路法による道路であること。</u></p> 	<p>基準の明確化</p> <p>基準の明確化</p>
<p>15 (略)</p>	<p>15 (略)</p>	

<p><b>第13章 第1節 敷地の規模・形状</b></p> <p>【法律】(略)</p> <p>【政令】(略)</p> <p>【条例】(略)</p>	<p><b>第13章 第1節 敷地の規模・形状</b></p> <p>【法律】(略)</p> <p>【政令】(略)</p> <p>【条例】(略)</p>	<p>基準の明確化</p>
<p><b>1 法第33条第4項等の規定による予定される建築物の敷地面積の最低限度</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市街化調整区域における敷地の規模</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 125平方メートル(本号アに規定する区域以外の部分)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p>	<p><b>1 法第33条第4項等の規定による予定される建築物の敷地面積の最低限度</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市街化調整区域における敷地の規模</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 125平方メートル(本号アに規定する区域以外の部分)</p> <p><u>ただし、市長がやむを得ないと認める場合にあつては、この限りではない。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p>	

「都市計画法による開発許可の手引 立地基準編」 新旧対照（案）（傍線は改定箇所）

現 行	改 定 案	備 考
<p><b>第3章 法第34条に関する立地の許可の基準 第2節 横浜市開発審査会提案基準第6号 既存建築物の増築、建て替えに係る特例措置</b></p> <p>本文（略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 既存の用途と同一用途の建築物であること。ただし、一戸建ての住宅を第一種低層住居専用地域の基準に適合する兼用住宅とする場合は、この限りでない。</p> <p>4～10（略）</p> <p>注（略）</p> <p><b>【提案基準第6号に関する包括承認要件（第164号議案その3）】</b></p> <p>「既存建築物の増築、建て替えについて」</p> <p>既存建築物の増築、建て替えに係る開発行為等については、開発審査会提案基準第6号に定める要件を具備するものと認められる場合（提案基準第4号「農家等の分家住宅」により許可された一戸建ての住宅を第一種低層住居専用地域の基準に適合する兼用住宅とする場合を除く。）については許可することができるものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>1 分家住宅は、許可を受けられる者を限定した属人的な許可であることから、分家住宅を増築又は建て替えできるのは同一の申請者あるいはその相続人のみです。</p> <p>2 工場の増築又は建て替えの場合で「既存の用途と異なる」とは、申請に係る工場の作業内容が、既存の工場と比べて周辺環境に与える影響が同等又は少ないと認められるものとします（建築基準法別表第二により判断します。）。</p>	<p><b>第3章 法第34条に関する立地の許可の基準 第2節 横浜市開発審査会提案基準第6号 既存建築物の増築、建て替え等に係る特例措置</b></p> <p>本文（略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 既存の用途と同一用途の建築物であること。ただし、一戸建ての住宅を第一種低層住居専用地域の基準に適合する兼用住宅への増築、建て替え又は用途の変更をする場合は、この限りでない。</p> <p>4～10（略）</p> <p>注（略）</p> <p><b>【提案基準第6号に関する包括承認要件（第164号議案その3）】</b></p> <p>「既存建築物の増築、建て替え等について」</p> <p>既存建築物の増築、建て替え等に係る開発行為等については、開発審査会提案基準第6号に定める要件を具備するものと認められる場合（提案基準第4号「農家等の分家住宅」により許可された一戸建ての住宅を第一種低層住居専用地域の基準に適合する兼用住宅とする場合を除く。）については許可することができるものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>1 分家住宅は、許可を受けられる者を限定した属人的な許可であることから、分家住宅を増築又は建て替え等できるのは同一の申請者あるいはその相続人のみです。</p> <p>2 工場の増築又は建て替えの場合で「既存の用途と異なる」とは、申請に係る工場の作業内容が、既存の工場と比べて周辺環境に与える影響が同等又は少ないと認められるものとします（建築基準法別表第二により判断します。）。</p>	<p>「等」を追加することにより、既存の一戸建ての住宅を第一種住居専用地域の基準に適合する兼用住宅への用途変更を基準化</p> <p>表題部に合わせて修正</p> <p>用途変更を基準化</p>
<p><b>第3章 法第34条に関する立地の許可の基準 第2節 横浜市開発審査会提案基準第19号 市街化調整区域となる以前から土地を所有していた者の建築行為等の特例措置</b></p> <p>本文（略）</p> <p>1～12（略）</p> <p>注（略）</p> <p><b>【提案基準第19号に関する包括承認要件（第164号議案その13）】</b></p> <p>「市街化調整区域となる以前から土地を所有していた者の建築物について」</p> <p>市街化調整区域となる以前から土地を所有していた者等に係る建築行為等については、提案基準第19号に定める要件を具備すると認められる場合については許可することができるものとする。</p>	<p><b>第3章 法第34条に関する立地の許可の基準 第2節 横浜市開発審査会提案基準第19号 市街化調整区域となる以前から土地を所有していた者の建築行為等の特例措置</b></p> <p>本文（略）</p> <p>1～12（略）</p> <p>注（略）</p> <p><b>【提案基準第19号に関する包括承認要件（第164号議案その13）】</b></p> <p>「市街化調整区域となる以前から土地を所有していた者の建築物について」</p> <p>市街化調整区域となる以前から土地を所有していた者に係る建築行為等については、提案基準第19号に定める要件を具備すると認められる場合については許可することができるものとする。</p>	<p>表題部との不整合を修正</p>

第3章 法第34条に関する立地の許可の基準 第2節 横浜市開発審査会提案基準第20号 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の建築行為等の特例措置

本文 (略)

1～12 (略)

注 (略)

別表 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設と併せて実施できる事業・サービス

主たる施設	法律上の分類	事業・サービス
特別養護老人ホーム	居宅サービス事業	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、短期入所生活介護
	地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護
	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業
	介護予防サービス事業	介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護
	地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護
	介護予防支援事業	介護予防支援事業
	介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活介護事業、第1号介護予防支援事業
介護老人保健施設	居宅サービス事業	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護
	地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護
	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業
	介護予防サービス事業	介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護
	地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護
	介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活介護事業、第1号介護予防支援事業

【解説】 (略)

第3章 法第34条に関する立地の許可の基準 第2節 横浜市開発審査会提案基準第20号 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の建築行為等の特例措置

本文 (略)

1～12 (略)

注 (略)

別表 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設と併せて実施できる事業・サービス

主たる施設	法律上の分類	事業・サービス
特別養護老人ホーム	居宅サービス事業	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、短期入所生活介護
	地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、 <u>小規模多機能型居宅介護</u> 、 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u>
	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業
	介護予防サービス事業	介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護
	地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護、 <u>介護予防小規模多機能型居宅介護</u>
	介護予防支援事業	介護予防支援事業
	介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活介護事業、第1号介護予防支援事業
介護老人保健施設	居宅サービス事業	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護
	地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、 <u>小規模多機能型居宅介護</u> 、 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u>
	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業
	介護予防サービス事業	介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護
	地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護、 <u>介護予防小規模多機能型居宅介護</u>
	介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活介護事業、第1号介護予防支援事業

【解説】 (略)

特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設と併せて実施できる事業として、小規模多機能型居宅介護事業及び看護小規模多機能型居宅介護事業を追加。  
 なお、介護予防小規模多機能型居宅介護事業は法律上の分類によるもので、事業内容は小規模多機能型居宅介護事業と同様。

**第3章 法第34条に関する立地の許可の基準 第2節 横浜市開発審査会提案基準第27号 社会福祉施設、学校等の開発行為、建築行為及び用途の変更の特例措置**

本文（略）  
1～13（略）  
注（略）

別表—1

第一種社会福祉事業	
児童福祉法	乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・障害児入所施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設
老人福祉法	養護老人ホーム・軽費老人ホーム
障害者総合支援法	障害者支援施設
第二種社会福祉事業	
児童福祉法	障害児通所支援事業・児童自立生活援助事業・放課後児童健全育成事業・子育て短期支援事業・保育所・児童厚生施設・児童家庭支援センター
障害者総合支援法	療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・地域活動支援センター
身体障害者福祉法	介助犬訓練事業・聴導犬訓練事業・盲導犬訓練施設

別表—2（略）  
【解説】（略）

**第3章 法第34条に関する立地の許可の基準 第2節 横浜市開発審査会提案基準第27号 社会福祉施設、学校等の開発行為、建築行為及び用途の変更の特例措置**

本文（略）  
1～13（略）  
注（略）

別表—1

第一種社会福祉事業	
児童福祉法	乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・障害児入所施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設
老人福祉法	養護老人ホーム・軽費老人ホーム
障害者総合支援法	障害者支援施設
第二種社会福祉事業	
児童福祉法	障害児通所支援事業・児童自立生活援助事業・放課後児童健全育成事業・子育て短期支援事業・保育所・児童厚生施設・児童家庭支援センター
障害者総合支援法	療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・地域活動支援センター
老人福祉法	小規模多機能型居宅介護事業・看護小規模多機能型居宅介護事業
身体障害者福祉法	介助犬訓練事業・聴導犬訓練事業・盲導犬訓練施設

別表—2（略）  
【解説】（略）

小規模多機能型居宅介護事業及び看護小規模多機能型居宅介護事業を追加。

**第5章 法第29条ただし書に関する取扱い**

「農業の用に供する建築物又は農業を営む者の居住の用に供する建築物の建築に係る取扱い」（法第29条第1項第2号）

本文（略）

**（農業の用に供する建築物）**

1 農業の用に供する建築物の用途は、畜舎、温室等、法施行令第20条に掲げる建築物であり、農産物の処理、貯蔵若しくは加工を含まないものであること。

**（農業を営む者）**

2 農業を営む者とは、次の各号のいずれかに該当している場合の農業経営主をいう。

(1)（略）

(2) 耕作面積が1,000平方メートル未満の場合は、**調査日**の5年以上前から継続して、1年間の農産物販売金額を証する書面が次のいずれかに該当する場合

ア・イ（略）

3～5（略）  
【解説】（略）

**第5章 法第29条ただし書に関する取扱い**

「農業の用に供する建築物又は農業を営む者の居住の用に供する建築物の建築に係る取扱い」（法第29条第1項第2号）

本文（略）

**（農業の用に供する建築物）**

1 農業の用に供する建築物**とは、農業を営む者が建築するもので、その**用途は、畜舎、温室等、法施行令第20条に掲げる建築物であり、農産物の処理、貯蔵若しくは加工を含まないものであること。

**（農業を営む者）**

2 農業を営む者とは、次の各号のいずれかに該当している場合の農業経営主をいう。

(1)（略）

(2) 耕作面積が1,000平方メートル未満の場合は、**「農業の用又は農業を営む者の居住の用に供する建築物についての申告書」の提出日**の5年以上前から継続して、1年間の農産物販売金額を証する書面が次のいずれかに該当する場合

ア・イ（略）

3～5（略）  
【解説】（略）

基準の明確化

基準の明確化

現 行	改 定 案	備 考																												
<p><b>規則外様式</b></p> <p><b>開発行為施行区域内における建築物等の制限解除願</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>横浜市長</p> <p style="text-align: right;">開発者の住所 氏名 ㊟</p> <p>本開発行為は、現在施行中ですが、別紙理由書のとおり <b>建築物を建築</b> する必要 特定工作物を建設</p> <p>があり、都市計画法第 37 条第 1 号の規定に基づき解除を受けたいので、次のとおり申請 します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">許 可 番 号</td> <td style="width: 85%;">第 開 号</td> </tr> <tr> <td>許 可 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>開 発 区 域 に 含 ま れる 地 域 の 名 称</td> <td>区</td> </tr> <tr> <td>開 発 面 積</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td>予 定 建 築 物 等 の 内 容 等</td> <td> <input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸  <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸  <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: )  <input type="checkbox"/> 第 特定工作物 (用途: )                 </td> </tr> <tr> <td>今 回 申 請 内 容 等</td> <td> <input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸  <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸  <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: )                 </td> </tr> <tr> <td>前 回 までの 建 築 制 限 解 除 内 容 等</td> <td>                     年 月 日 横浜市 指令 号                      において  <input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸  <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸  <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: )                 </td> </tr> </table> <p>1 添付書類 誓約書(仮設事務所の建築を目的とする場合)・理由書・位置図・土地利用計画図 (今回申請部分-赤色、前回までの申請部分-青色)・制限解除願をする建築物の 平面図</p> <p>2 敷地が複数の場合は一覧表を添付してください。</p> <p><u>3 共同住宅の場合は各棟の規模一覧表を添付してください。</u></p> <p>4 氏名を自署した場合は、押印の必要はありません。</p>	許 可 番 号	第 開 号	許 可 年 月 日	年 月 日	開 発 区 域 に 含 ま れる 地 域 の 名 称	区	開 発 面 積	㎡	予 定 建 築 物 等 の 内 容 等	<input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸 <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: ) <input type="checkbox"/> 第 特定工作物 (用途: )	今 回 申 請 内 容 等	<input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸 <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: )	前 回 までの 建 築 制 限 解 除 内 容 等	年 月 日 横浜市 指令 号 において <input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸 <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: )	<p><b>規則外様式</b></p> <p><b>開発行為施行区域内における建築物等の制限解除願</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>横浜市長</p> <p style="text-align: right;">開発者の住所 氏名 ㊟</p> <p>本開発行為は、現在施行中ですが、別紙理由書のとおり <b>建築物を建築</b> する必要 特定工作物を建設</p> <p>があり、都市計画法第 37 条第 1 号の規定に基づき解除を受けたいので、次のとおり申請 します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">許 可 番 号</td> <td style="width: 85%;">第 開 号</td> </tr> <tr> <td>許 可 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>開 発 区 域 に 含 ま れる 地 域 の 名 称</td> <td>区</td> </tr> <tr> <td>開 発 面 積</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td>予 定 建 築 物 等 の 内 容 等</td> <td> <input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸  <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸  <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: )  <input type="checkbox"/> 第 特定工作物 (用途: )                 </td> </tr> <tr> <td>今 回 申 請 内 容 等</td> <td> <input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸  <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸  <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: )                 </td> </tr> <tr> <td>前 回 までの 建 築 制 限 解 除 内 容 等</td> <td>                     年 月 日 横浜市 指令 号                      において  <input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸  <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸  <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: )                 </td> </tr> </table> <p>1 添付書類 誓約書(仮設事務所の建築を目的とする場合)・理由書・位置図・土地利用計画図 (今回申請部分-赤色、前回までの申請部分-青色)・制限解除願をする建築物の 平面図</p> <p>2 敷地が複数の場合は一覧表を添付してください。</p> <p><u>3 氏名を自署した場合は、押印の必要はありません。</u></p>	許 可 番 号	第 開 号	許 可 年 月 日	年 月 日	開 発 区 域 に 含 ま れる 地 域 の 名 称	区	開 発 面 積	㎡	予 定 建 築 物 等 の 内 容 等	<input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸 <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: ) <input type="checkbox"/> 第 特定工作物 (用途: )	今 回 申 請 内 容 等	<input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸 <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: )	前 回 までの 建 築 制 限 解 除 内 容 等	年 月 日 横浜市 指令 号 において <input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸 <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: )	<p>実運用に適合した様 式に変更</p>
許 可 番 号	第 開 号																													
許 可 年 月 日	年 月 日																													
開 発 区 域 に 含 ま れる 地 域 の 名 称	区																													
開 発 面 積	㎡																													
予 定 建 築 物 等 の 内 容 等	<input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸 <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: ) <input type="checkbox"/> 第 特定工作物 (用途: )																													
今 回 申 請 内 容 等	<input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸 <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: )																													
前 回 までの 建 築 制 限 解 除 内 容 等	年 月 日 横浜市 指令 号 において <input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸 <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: )																													
許 可 番 号	第 開 号																													
許 可 年 月 日	年 月 日																													
開 発 区 域 に 含 ま れる 地 域 の 名 称	区																													
開 発 面 積	㎡																													
予 定 建 築 物 等 の 内 容 等	<input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸 <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: ) <input type="checkbox"/> 第 特定工作物 (用途: )																													
今 回 申 請 内 容 等	<input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸 <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: )																													
前 回 までの 建 築 制 限 解 除 内 容 等	年 月 日 横浜市 指令 号 において <input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸 <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: )																													
裏面 (略)	裏面 (略)																													